○中津市指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例

平成25年3月28日中津市条例第5号

改正

平成26年3月17日中津市条例第3号 令和3年10月1日中津市条例第34号

中津市指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金 を受け入れる特定非営利活動法人を条例で定めるための手続等に関し、必要な事項を定めるもの とする。

(定義)

第2条 この条例において「指定特定非営利活動法人」とは、指定(特定非営利活動促進法(平成 10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」と いう。)を、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人 として条例で定めることをいう。以下同じ。)を受けた特定非営利活動法人をいう。

(指定の申出)

- 第3条 地方税法第314条の7第12項の規定による申出は、規則で定めるところにより、次に掲げる 事項を記載した申出書を市長に提出してしなければならない。
 - (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (2) 設立の年月日
 - (3) 事業の概要
- 2 前項の申出書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 実績判定期間(指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人又は第18条第1項第1号に該当し、指定を取り消された特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。以下同じ。)内の日を含む各事業年度(その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)。以下同じ。)の寄附者名簿(各事業年度に当該申出に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所並びにその寄附金の

額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。)

- (2) 次条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(前号に掲げる書類を除く。) 及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 (指定のために必要な手続を行う基準等)
- 第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合する と認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。
 - (1) 市内に主たる事務所がある特定非営利活動法人であること。
 - (2) 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - ア 実績判定期間における経常収入金額 ((ア)に掲げる金額をいう。) のうちに寄附金等収入金額 ((イ)に掲げる金額 (規則で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、(イ)及び(ウ)に掲げる金額の合計額)をいう。) の占める割合が10分の1以上であること。
 - (ア) 総収入金額から国等(国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(ア)において同じ。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(次項において「国の補助金等」という。)、臨時的な収入その他の規則で定めるものの額を控除した金額
 - (イ) 受け入れた寄附金の額の総額(第5号エにおいて「受入寄附金総額」という。)から 一者当たり基準限度超過額(同一の者からの寄附金の額のうち規則で定める金額を超える 部分の金額をいう。)その他の規則で定める寄附金の額の合計額を控除した金額
 - (ウ) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する規則で定める 割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(イ)に掲げる金額に達するまでの金額
 - イ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者(当該事業年度における同一の者からの寄附金(寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)その他の規則で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このイにおいて同じ。)の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が3,000円(特定非営利活動促進法施行令(平成23年政令第319号)第2条第1項ただし書に規定する場合は、同項ただし書に規定する金額)以上である場合の当該同一の者をいい、当該申出に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする

者を除く。以下同じ。)の数(当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を1人とみなした数)の合計数に12を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が50以上であること。

- (3) 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として規則で定める 割合が100分の50未満であること。
 - ア 会員又はこれに類するものとして規則で定める者(当該申出に係る特定非営利活動法人の 運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。以下この号において「会員 等」という。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」 という。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資 産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。)
 - イ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動(会員等を対象とする 活動で規則で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。)
 - (ア) 会員等
 - (イ) 特定の団体の構成員
 - (ウ) 特定の職域に属する者
 - ウ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
 - エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動
- (4) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。
 - ア 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、申出の日において、それぞれ3分の1以下であること。
 - (ア) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と規則で定める特殊の関係のある者
 - (イ) 特定の法人(当該法人との間に発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の100分の50以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の規則で定める関係のある法人を含む。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者
 - イ 各社員の表決権が平等であること。

- ウ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は規則で定める ところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書 類を保存していること。
- エ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として 規則で定める経理が行われていないこと。
- (5) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。
 - ア次に掲げる活動を行っていないこと。
 - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - (ウ) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに 反対すること。
 - イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の 親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことそ の他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。
 - ウ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして規則で定める割合が100分の80以上であること。
 - エ 実績判定期間における受入寄附金総額の100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に 充てていること。
- (6) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、 当該書類(アに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係 る記載の部分を除いたもの)をその事務所において閲覧させること。
 - ア 事業報告書等(特定非営利活動促進法第28条第1項の事業報告書等をいう。以下同じ。)、 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿 をいう。以下同じ。)及び定款等(同条第2項の定款等をいう。以下同じ。)
 - イ 前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第12条第2項第2号から第4号までに掲 げる書類及び同条第3項の書類
- (7) 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により大分県知事に提出していること。
- (8) 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により 利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

- (9) 前条第1項の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年 を超える期間が経過していること。
- (10) 実績判定期間において、第1号、第4号イからエまで及び第5号ア及びイ並びに第6号から第8号までに掲げる基準(当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第6号イに掲げる基準を除く。)に適合していること。
- (11) その他特定非営利活動に関し、規則で定める基準に適合していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の指定の申出をした特定非営利活動法人の実績判定期間 に国の補助金等がある場合における前項第2号アに規定する割合の計算については、規則で定め る方法によることができる。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第5条 前2条に定めるもののほか、地方税法第314条の7第12項の規定による申出をしようとする 特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で第3条第1項の申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立 の日以後1年を超える期間が経過していないものである場合における前2条の規定の適用に関し 必要な事項は、規則で定める。

(欠格事由)

- 第6条 第4条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する特定非営利活動法人 について、指定のために必要な手続を行わないものとする。
 - (1) その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 指定特定非営利活動法人が第18条第1項各号(第1号、第4号から第6号まで及び第9号を除く。次号において同じ。)又は第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった 日から5年を経過しない者
 - ウ 特定非営利活動促進法の規定、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)若しくは大分県暴力団排除条例(平成22年大分県条例第33号)の規定に違反したことにより、若しくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若し

くは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- エ 暴力団の構成員等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第6号において同じ。)の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第6号において同じ。)
- (2) 第18条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、 その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの
- (3) その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
- (4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年 を経過しないもの
- (5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの
- (6) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団
 - イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(指定の通知等)

- 第7条 市長は、指定があったときはその旨を、第4条第1項の規定による指定のための必要な手続を行わないことを決定したとき又は指定がなかったときはその旨及びその理由を、第3条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。
- 2 市長は、指定があったときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及び当該指 定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知しなければならない。
 - (1) 名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 主たる事務所の所在地
 - (4) 指定の効力を生じた年月日

- (5) 事業の概要
- (6) その他規則で定める事項

(名称等の使用制限)

- 第8条 指定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、指定特定非営利活動法人で あると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 2 何人も、不正の目的をもって、他の指定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある 名称又は商号を使用してはならない。

(指定の更新の申出)

- 第9条 指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日(この条に規定する申出をし、指定の更新を受けた場合にあっては、当該更新後の指定の効力を生じた日)から起算して5年を経過した日以後引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする指定特定非営利活動法人は、規則で定める期間(以下「更新申出期間」という。)内に、市長に指定の更新の申出をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内にその申出をすることができないときは、この限りでない。
- 2 第3条及び第4条(第1項第9号に係る部分を除く。)から第7条までの規定は、前項の指定 の更新の申出について準用する。

(事業報告書等の閲覧等)

- 第10条 指定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。
- 2 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。
- 3 指定特定非営利活動法人は、第1項の書類(年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除く。)について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表しなければならない。

(事業の概要の変更の届出等)

- 第11条 指定特定非営利活動法人は、第3条第1項第3号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該指定

特定非営利活動法人が第4条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

- 3 市長は、大分県知事から特定非営利活動促進法第25条第3項の認証の申請により第7条第2項 第1号に掲げる事項の変更が行われた旨、又は同項第3号に掲げる事項の変更について同法第25 条第6項の規定による届出があった旨の通知を受けた場合は、指定に係る特定非営利活動法人の 名称等の変更のために必要な手続を行うものとする。
- 4 市長は、第7条第2項第1号、第3号又は第5号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨を公表しなければならない。

(申出書の添付書類及び役員報酬規程等の備置き、閲覧等)

- 第12条 指定特定非営利活動法人は、指定を受けたときは、第3条第2項各号に掲げる書類を、規 則で定めるところにより、指定の効力を生じた日から起算して5年間、主たる事務所に備え置か なければならない。
- 2 指定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、次に 掲げる書類を作成し、第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号 から第4号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度 の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。
 - (1) 前事業年度の寄附者名簿
 - (2) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - (3) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- 3 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを主たる事務所に備え置かなければならない。
- 4 指定特定非営利活動法人は、第3条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において、これを閲覧させなければならない。
- 5 指定特定非営利活動法人は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類のうち規則で定めるものについて、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表しなければなら

ない。

(役員報酬規程等の提出)

- 第13条 指定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度1回、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類(同項第3号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)を市長に提出しなければならない。ただし、前条第2項第2号に掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。
- 2 指定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、規則で定めるところにより、前条 第3項の書類を市長に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第14条 市長は、指定特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項第2号若しくは第3号に 掲げる書類、第11条第1項の届出に係る書類又は第12条第2項第2号から第4号までに掲げる書 類若しくは同条第3項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写 の請求があったときは、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければな らない。

(指定特定非営利活動法人の合併)

- 第15条 指定特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請をするとともに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の届出があったときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が第4条第1項各号(第9号を除く。)に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。
- 3 市長は、第1項の届出があったときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨を 公表しなければならない。
- 4 第3条第2項、第4条(第1項第9号に係る部分を除く。)、第6条及び第12条第1項の規定 は、第1項の届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規 定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告及び検査)

第16条 市長は、指定特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款 に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該指定特定非

営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該指定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 市長は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該指定特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(第4項において「指定特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が第1項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ があると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 4 前項の場合において、市長は、第1項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、同項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、指定特定非営利活動法人の役員等に提示させるものとする。
- 5 第2項又は前項の規定は、第1項の規定による検査をする職員が、当該検査により第2項又は 前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項の疑いがあると認められる こととなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合に おいて、第2項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 6 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示 しなければならない。
- 7 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (勧告、命令等)
- 第17条 市長は、指定特定非営利活動法人について、次条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた指定特定非営利活動法人が、正当な理由がなく、その 勧告に係る措置を採らなかったときは、当該指定特定非営利活動法人に対し、その勧告に係る措 置を採るべきことを命ずることができる。
- 3 第1項の規定による勧告及び前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による勧告又は第2項の規定による命令をしたときは、インターネット の利用その他の方法により、その旨を公表しなければならない。

(指定の取消しのために必要な手続を行う基準等)

- 第18条 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。
 - (1) 第4条第1項第1号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
 - (2) 第6条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき。
 - (4) 更新申出期間内に、第9条第1項の指定の更新の申出をしなかったとき。
 - (5) 第9条第1項の指定の更新の申出をした場合であって、当該指定特定非営利活動法人が同 条第2項において準用する第4条第1項各号に掲げる基準に適合しないと市長が認めたとき。
 - (6) 第15条第1項の届出があった場合であって、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併 によって設立する特定非営利活動法人が同条第4項において準用する第4条第1項各号に掲げ る基準に適合しないと市長が認めたとき。
 - (7) 正当な理由がなく、前条第2項の規定による命令に従わないとき。
 - (8) 指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。
 - (9) 指定特定非営利活動法人が解散したとき(合併により解散したときを除く。)。
- 2 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。
 - (1) 特定非営利活動促進法第29条又は第13条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
 - (2) 第4条第1項第4号、第5号ア若しくはイ又は第8号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
 - (3) 第11条第1項又は第15条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 正当な理由がないのに、第10条第1項又は第12条第4項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。
 - (5) 正当な理由がないのに、第10条第3項又は第12条第5項の規定に違反して書類を公表しなかったとき。
 - (6) 第12条第1項(第15条第4項において準用する場合を含む。)、第2項又は第3項の規定 に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載 をしたとき。
 - (7) 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。
- 3 市長は、指定が取り消されたときは、指定が取り消された特定非営利活動法人に対し、その旨 及びその理由を、速やかに、書面により通知しなければならない。
- 4 市長は、指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及び その理由を周知しなければならない。

(協力依頼)

第19条 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に 照会し、又は協力を求めることができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月17日中津市条例第3号)

この条例は、公布の日又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成 25年法律第86号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(令和3年10月1日中津市条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の中津市指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第3条第1項の申出があった場合について適用し、同日前にこの条例による改正前の中津市指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第3条第1項の申出があった場合については、なお従前の例による。